

消防局告示第1号

令和3年(2021年)10月1日

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第35条第1項第3号の規定に基づき防火対象物を次のように指定する。

下関市消防局長

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を指定する件

消防法施行令第35条第1項第3号の規定により消防用設備等について消防機関の検査を受けなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物のうち延べ面積300平方メートル以上のものとする。

- (1) 寄宿舎、下宿又は共同住宅
- (2) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
- (3) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
- (4) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの以外の公衆浴場
- (5) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
- (6) 神社、寺院、教会、その他これらに類するもの
- (7) 工場又は作業場
- (8) 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- (9) 自動車車庫又は駐車場
- (10) 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
- (11) 倉庫
- (12) 事務所又は銀行等の事業場
- (13) 前各号に掲げる用途に供されている複合用途防火対象物

- (14) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
- (15) 延長50メートル以上のアーケード

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(平成17年消防局告示第1号の廃止)
- 2 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第35条第1項第2号の規定に基づき防火対象物を指定する告示（平成17年消防局告示第1号）は、廃止する。